ＫＲＩ萌芽研究

共　同　研　究　契　約　書（雛形）

　株式会社ＫＲＩ（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）は、「○○・・・・・○○」について、次の各条により共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第１条　本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、経過報告書及び研究成果報告書で成果として確定された第２条に規定する本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ　特許法（昭和３４年法律第１２１号）に規定する特許権、実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和３４年法律第１２５号）に規定する意匠権、商標法（昭和３４年法律第１２７号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和６０年法律第４３号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成１０年法律第８３号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ　著作権法（昭和４５年法律第４８号）に規定するプログラムの著作物、データベースの著作物及びデジタルコンテンツの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

２　本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出という。

３　本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第１５号及び同項第１９号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

４　本契約において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する者で、別表に記載する者をいう。

（共同研究の題目等）

第２条　甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

（１）研究題目

（２）研究目的及び内容　　　　本共同研究は、○○を目的とする。具体的には、○○を行う。

（３）研究分担　　　　　　　　別表のとおり。

（４）研究実施場所

（研究期間）

第３条　本共同研究の研究期間は、２０２３年８月１日から２０２４年６月３０日までとする。

（共同研究に従事する者）

第４条　甲及び乙は、それぞれ別表に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

２　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知しなければならない。

３　甲及び乙は、前２項の研究担当者を相手方の同意を得た上で、相手方の研究実施場所において研究を行わせることができる。

（共同研究費用）

第５条　甲は、乙に対し、本共同研究の費用として、金○○○円を契約締結後３０日以内に乙が指定する銀行口座へ振り込む。その他の各自が分担して実施する業務の費用については、当該業務を行う甲又は乙がそれぞれ負担する。

（研究の中止又は期間の延長）

第６条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲及び乙は本共同研究の途中において相手方に対し、本共同研究内容の変更、共同研究項目の追加及び削除、本共同研究の中止を申し入れることができ、甲及び乙は遅滞なく善後措置、共同研究費用の変更、共同研究期間の変更等について協議するものとする。

（情報交換）

第７条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、第三者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

２　提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方の請求があれば、相手方に返還するものとする。

（進捗管理と報告）

第８条　本共同研究の進捗管理は甲乙が共同で行い、相手方が研究の進捗状況を求めたときは、遅滞なく報告しなければならない。

２　乙は、甲が定める報告会において、甲及び乙が研究成果を報告する場合があることを了承する。

（成果報告書の作成）

第９条　乙は、本共同研究期間内の甲が定める時期に、進捗状況をまとめた経過報告書を２部作成し、甲乙それぞれ１部を保管する。なお甲は必要に応じ報告書の作成に協力する。

２　乙は、本共同研究期間内の甲が定める時期に、本共同研究の経過並びに結果を記載した研究成果報告書を２部作成し、甲乙それぞれ１部を保管する。なお甲は必要に応じ報告書の作成に協力する。

（ノウハウの指定）

第１０条　甲及び乙は、協議の上、経過報告書及び研究成果報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに書面にて指定し、相手方に提出するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して３年間とする。ただし、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（施設・設備の提供等）

第１１条　甲及び乙は、本共同研究の用に供するため、甲又は乙の所有に係る設備を相手方の同意を得て無償で使用できるものとする。なお、当該設備の故障又は損害等にかかわる修繕等の費用分担については、甲乙協議の上、定める。

（研究の終了又は中止等に伴う設備の取扱い）

第１２条　甲及び乙は、本共同研究を終了し、又は中止したときには、前条の規定により使用した相手方の設備を、使用する前の状態で返還するものとする。

（研究成果の帰属）

第１３条　本共同研究の結果としての研究成果は、甲及び乙の共有とする。

（知的財産権の出願等）

第１４条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

２　本共同研究の実施に伴い生じた発明等について知的財産権を受ける権利は、持分比率均等で甲及び乙の共有とする。

３　本共同研究の過程でなされた著作物の著作権（著作権法第２７条（翻訳権・翻案権など）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）の権利を含む）は、甲及び乙に帰属する。

４　発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）について、出願に係る手続は原則として甲又は甲の指定する代理人を通じて行うものとし、乙は、これらの手続に関する資料を甲に提出する等、必要な協力を行う。

５　甲は、発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の日本国における出願に要するすべての費用を負担する。

６　発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）出願後の権利の維持保全及び費用の負担については、甲乙別途協議する。

（外国出願）

第１５条　甲及び乙は、相手方が外国出願を希望する場合は、別途協議の上、その取扱いを定めるものとする。

（権利、義務の譲渡禁止）

第１６条　甲又は乙は、相手方の事前の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならず、承継させてはならない。

（第三者との紛争等）

第１７条　甲及び乙は、第１４条により出願した知的財産権（以下、「本知的財産権」という。）に関連して、無効審判、判定又は訴訟を第三者から提起された場合、又は第三者との間に紛争を生じた場合には、互いに協力してこれに対処するものとする。

２　前項に要する費用は、甲及び乙の責任割合に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

（研究成果の実施）

第１８条　甲及び乙は、本知的財産権に係る発明等の実施を行う権利を有する。

２　乙は、本知的財産権について、甲の指定する者から実施の許諾の申し入れがあった場合には、実施の許諾をするものとし、当該期間、当該条件を、甲及び甲の指定する者と協議して定めるものとする。

３　甲及び乙は、甲が指定する者以外の第三者から本知的財産権について実施の許諾の申し入れがあった場合には、その可否、条件等について別途協議するものとする。

４　甲及び乙は、本知的財産権を第三者に実施させた場合、その実施料は、本知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（秘密の保持）

第１９条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

六　書面により事前に相手方の同意を得た情報

２　秘密情報とは次のものを言う。

一　書面、磁気媒体、電子メール等の電子媒体、その他の媒体に化体された形態で開示、提供された情報であって秘密の表示がなされたもの

二　口頭又は視覚的方法その他媒体に化体されない方法により開示された情報については、相手方が開示時点で秘密である旨を示し、開示の日から３０日以内にその内容を書面にまとめ、秘密の表示をして提供されたもの

３　甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

４　前三項の有効期間は、第３条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後２年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

５　前四項にかかわらず、甲が受託研究提案及び実施のために、別途秘密保持義務を課した第三者に情報を開示する場合は、これに限らない。

（研究成果の取扱い）

第２０条　甲及び乙は、本共同研究によって得られた研究成果について、単独で外部に開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができる。

２　前項の場合、乙は、事前にその内容、時期、方法等を書面にて相手方に通知し、相手方の書面による同意を得なければならない。

３　前項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して２年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

４　甲は、本共同研究成果をもとに第三者と自由に本共同研究を発展させた受託研究を行うことができる。この場合、甲は乙に対して協力を要請することができ、協議の結果、甲乙共同で第三者と受託研究を行う場合には、役割分担や費用等詳細について別途取り決めるものとする。

（研究者の異動時の取扱い）

第２１条　乙の研究代表者が、本共同研究の期間中に他の研究機関等に異動になった場合、本契約を終了する。

２　前項の場合において、本共同研究の期間中に発明等が完成している場合については、甲乙は、当該発明について知的財産権を受ける権利を持分比率等で共有し、出願を行う場合は第１４条の規定に従う。発明等が完成していない場合については、その後本共同研究の内容を継続実施することによって生じる発明等についての知的財産権を受ける権利の帰属は、甲、乙、当該乙の研究代表者及び本共同研究の内容を継続実施する研究機関等とが協議したところにより、共有するものとするが、発明が甲と継続実施する研究機関等の共同研究により完成した場合は、乙は、甲が知的財産権を受ける権利全体の５０％を保有することに同意する。

（反社会的勢力との取引排除）

第２２条　甲及び乙は、相手方に対し、以下の項目を保証するものとする。

一　自らが暴力団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）ではないこと

二　自らが反社会的勢力に協力・関与並びに資金等を提供していないこと

三　自らが反社会的勢力を利用しない、並びに暴力的行為、詐術・脅迫的言辞を用いないこと

四　自らの役員、実質的に経営を支配する者が上記にあたらないこと

２　甲及び乙は、上記に関して違反の有無に疑義を生じた場合には、相手方に対して協議を申し入れることができ、また協議の有無にかかわらず違反がわかった場合には、ただちに相手方に通知し、通知された相手方は是正措置を講ずる義務を負う。

（契約の解除）

第２３条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本契約に違反したとき

（損害賠償）

第２４条　甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙又は研究担当者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害の賠償を請求することができる。

（契約の有効期間）

第２５条　本契約の有効期間は、本契約締結日から２０２３年６月３０日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、条項に期間を定めている場合は当該条項に定める期間まで、第１４条から第１８条の規定は、前項に規定する本契約終了日より本知的財産権の存続期間満了日（本知的財産権が取り下げられ、放棄され、無効とされ、若しくは拒絶査定が確定したとき、又は甲若しくは乙のいずれかが本特許権等の自己の持分を放棄若しくは譲渡したときは、それぞれ該当する日）まで、第２４条及び第２７条の規定は、対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第２６条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第２７条　本契約に関する紛争のうち、知的財産権に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、本契約に関するその他の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

２０２３年　　月　　日

（甲）京都市下京区中堂寺南町１３４番地

株式会社ＫＲＩ

代表取締役社長　　　川崎　真一　 印

（乙）

 　　　　　　　　　　　　　　　　 印

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　　　　　名 | 所属部局・職名 | 本共同研究における役割 |
| 甲 |  |  |  |
| 甲 |  |  |  |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |

氏名の前の※印は研究代表者を示す。